

【黒潮町蓄電池等設置補助金】に係るQ＆A

No.

1	補助を受けられる要件は？	以下を全て満たす必要があります。 ・黒潮町内に住民登録のある方（実績報告時点） ・自家消費する太陽光発電設備を導入していること（実績報告時点） ・町内の住宅（併用住宅を含む）に発電した電気を供給し、消費すること ・その他の補助金、助成金及びこれらに類する給付金を受けないこと。 ・環境省のうちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること。 ・県税の滞納がないこと。また、県からの交付金、補助金、助成金等を不正受給していないこと。 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象でないこと。 ・要綱に定める要件を満たす設備設置であること。（※下部に別記しています）
2	補助対象の範囲は？	定置用蓄電池設備及び稼働に必要な付帯設備の機器購入及び設置に必要な経費が対象となります。なお、消費税及び廃棄に係る費用や太陽光発電設備設置に係る費用は対象とならない点にご留意ください。
3	住宅ではなく、事業所の設置も対象となる？	対象となりません。住宅のみが対象です。
4	住宅兼店舗に設置する場合、対象となる？	住居部分に供給する場合に限り、対象となります。
5	補助金の割合や上限はいくら？	補助率は、設置する蓄電池の設備容量に補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、1件あたり40万円が上限です。 補助金は消費税相当額を差し引いた金額となります。
6	他の補助金と重複して受けられる？	受けられません。
7	中古品は対象となる？	なりません。新品のみ対象となります。
8	リースやレンタルは対象となる？	なりません。
9	既に設置しているものは対象となる？	なりません。令和7年10月10日以降に申請し、交付決定後に着手するものが対象です。
10	いつまでに申請する？	本年度は令和8年1月30日までに町へ実績報告できるものが対象です。なお、予算に達した場合は早めに受付を終了することがあります。
11	補助事業はいつまでである？	令和8年度以降の事業は未定です。
12	購入した発電設備はいつまで使用しなければいけない？	減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数としています。
13	借家の場合に設置するものは対象となる？	対象となります。耐用年数利用する等、要件について所有者の承諾が必要です。
14	新築時に設置するものは対象となる？	対象となります。実績報告までに自家消費する太陽光発電設備を導入している必要がある点にご留意ください。
15	V2Hの設置は対象となる？	現状、対象となりません。
16	充放電器（V2H）などが対象として追加となる？	今後については明確な回答はできません。
17	設備を発注する事業者は町内の事業者でないといけない？	特に規程はありません。
18	何回でも申請できる？	回数に定めはありません。但し、可能な範囲でまとめた申請としてください。
19	設置した後、補助要件を満たさない場合どのような？	補助金を返還いただく可能性があります。
20	うちエコ診断WEBサービスはどのようにしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。

21	要件が複雑で対象となるかよくわからないがどうしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
22	契約はどのタイミングで行う？	契約は着手に該当しますので、交付決定後に締結してください。
23	蓄電池設備について、メーカーの延長保証費用は対象となる？	対象となりません。

※以下、No.1の設問に係る要綱に定める設備要件（１～７を全て満たす設備であること）

- 1
- 原則として太陽光発電設備等によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 2
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 3
- 蓄電池部（初期実効容量１．０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
※初期実効容量は、ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- 4
- 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
- 5
- 蓄電池部安全基準はＪＩＳＣ８７１５－２又はＩＥＣ６２６１９の規格を満足すること。
- 6
- 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、蓄電システムの震災対策基準の製品審査に合格したものであること。
※第三者認証機関は、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）に規程する国内登録検査機関であること、かつ、ＩＥＣＥ－ＣＢ制度に基づく国内認証機関（ＮＣＢ）であること。
- 7
- 保証期間はメーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。
※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。
※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
※ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が１．０kWh未満の蓄電システムは対象外とする。